雇用契約書(パートタイマー)

本雇用契約書(以下「本契約」)は、　　　　　　(以下「雇用主」)と　　　　　　(以下「従業員」)の間において、雇用主による従業員の雇用に関し締結された。

1. 雇用
	1. 雇用主は、以下の条件にて、従業員を雇用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用期間 | 期間の定めなし |
| 就業場所 |  |
|  |
| 職務内容 |  |
| 就業時間 | 就業日は、雇用主と従業員の間で相談できるものとする。 |
| 1.始業・終業の時刻 |
| 2.就業日 |
| 3.休憩時間 |
| 4.所定労働時間を超える労働の有無 |
| 休日 | 土日、国民の祝日(振替休日を含む)、年末年始(雇用主の休日規定に準ずる)、その他雇用主が定めた日。 |
| 賃金 | 1.　　　円/時間とする。 |
| 2.賃金の締切及び支払日 |
| 交通費 | 実費支給 |
| 各種保険 | なし |
| 退職に関する事項 | 自己都合退職の手続:退職する1ヵ月以上前に届け出ること |

1. 秘密の保持
	1. 業務上で知り得た下記事項について使用、他に開示もしくは漏えいは禁止するものとする。
		1. 技術上の情報、知的財産権に関する情報
		2. 人事上、財務上等に関する情報
		3. 雇用主の会員の個人情報や医療機関情報
		4. 他社との業務提携、技術提携等、雇用主内の重要な情報
		5. 雇用主が秘密保持すべき対象として指定した情報(別紙)
2. 有効期間
	1. 本契約は、本契約の締結日に発効し、従業員の雇用主における雇用の終了まで有効に存続する。
3. 契約終了後の取扱い
	1. 本契約終了後といえども、第2条の規定は有効に存続する。
	2. 2.本契約が終了した場合、従業員は、本契約のうち従業員の退職後も適用される条項の内容を確認し、従業員が雇用主の秘密情報を何ら保有していないことを誓約する雇用主所定の書面に署名又は記名捺印の上、雇用主に提出するものとする。
4. 報告
	1. 外出を伴う業務の場合は雇用主内の所定の書式(業務報告書)にて、業務内容及び業務時間を報告するものとする。
5. 準拠法及び管轄裁判所
	1. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、各当事者記名捺印の上、各1通を保有する。

 令和　　　　年　　　　月　　　　日

雇用主:

従業員:　　　　　　　　　　　　　　㊞